

# 3/23東京地裁勝訴判決！ 国とアストラゼネカ社の責任を認める 判決が言い渡されました！！



東京地裁第101号法廷、松並裁判長により判決文が読み上げられた。「1.主文、被告らは…、連帯して…」最初の「被告らは」で、国とA社の両被告に有罪の判決が言い渡されたのがわかった。原告とその支援者は心が揺れた。「やったぁ」という感激の中にも「本当かな？」という気持ち。無理ないかもしれない。

ある原告のホムズは裁判への批判で炎上状態になった。医師会、国から対決的な声明(その声明文は厚労省の役人が案分を送って情報操作を働きかけていたことがわかった)が発信され、和解勧告は拒否された。「抗がん剤のドラッグを助長しかねない、医療の消極化が懸念…」など癌患者の不安を募らせ、原告 vs 癌患者会の構造を作らせるなど、耐えがたい困難の中での原告勝訴判決だからだ。

大阪地裁では、国の行使すべき行政指導がまことに不十分であったとしか言えないと厳しく指摘しつつも、添付文書に対する行政指導権限の内容の明確な定めがないこと等を理由に、国は著しく不合理ではなかったとし、国に有罪の判決は下されなかった(国の行政指導は「自由裁量」の範疇と解釈)。右上に続く⇒

⇒☀しかし、東京地裁の判決文はこうだ。☀

- ・医薬品の副作用等その安全性を確保するために必要な使用上の注意事項は基本的に添付文書に記載されていないなければならない。
- ・厚労大臣には、それらにその記載が欠けている場合には記載するよう行政指導する権限と責務がある。
- ・営利企業である製薬会社が安全確保のために営業上不利益となる情報を進んで記載することは十全には期待し難い。

「医薬品の安全確保のために必要な記載が欠けているのに(国が)放置したり、一応の指導をしたのみで安全性確保を貫徹しないままにすることは、国民の健康侵害を防止する観点からは許されない」ということだ。また、利益に影響する不利益な情報を営利企業である製薬会社が隠す傾向であることを考慮し、それを確実に行政指導する責務のあることもしっかり指摘している。

☔残念ながら、3月末、4月初めにA社と国は控訴の手続きをとりました。原告団も対抗策として控訴の手続きをとりましたが、患者が医療を信じて安心して治療を受けられるためにも、速やかな早期全面解決が何よりです。そのためにも、多くの方の理解と支援をこれからも引き続きお願い致します。



☆署名のお願い☆  
『抗がん剤副作用死亡と医薬品副作用による胎児死亡について被害救済制度の創立を求める請願』にご協力ください！  
このニュースを読んでもくれること、その内容を身近な人に伝えてくれること、署名を集めること、が薬害根絶の大きな力になっています♪

